

過疎地域自立促進特別措置法の改正概要について

平成29年4月10日(月)

総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

過疎法による過疎対策について

I 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定。上水道・下水道、道路などの公共施設の整備などに一定の成果。

II 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年度～平成32年度)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

- 過疎地域は、引き続く人口減少と著しい高齢化に直面し、様々な問題を生じており、実効性ある対策を切れ目なく講じる必要から、平成22年に法改正し、平成17年国勢調査結果による過疎地域の要件を追加するとともに、法の期限を平成28年3月末日まで延長(6年間)。
- さらに東日本大震災による過疎対策事業の進捗の遅れ等を踏まえ、平成24年に法の期限を平成33年3月末日まで再延長(5年間)。
- 平成22年法改正時の衆参両院総務委員会の決議等を踏まえ、平成26年に法改正し、平成22年国勢調査結果による過疎地域の要件を追加。
- 最近の人口動向を反映するため、平成27年国勢調査結果による過疎地域の要件を追加。

III 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より、人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定

【現在の過疎地域の状況】

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H29.4.1)	817	1,718	47.6 %
人口(平成27国調:万人)	1,088	12,709	8.6 %
面積(平成27国調: km ²)	225,468	377,971	59.7 %

※市町村合併に関する特例による指定(合併前の過疎地域市町村の人口又は面積が一定以上の「みなし過疎」及び合併前の旧町村のみが過疎地域として指定される「一部過疎」を含む。)

IV 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援 (H29計画額4,500億円(充当率100%、元利償還の7割を交付税措置))
 - ・H22年の改正過疎法により、ハード事業を拡充するとともに、新たに「ソフト事業」も過疎債の対象とした。
- ②国庫補助金(補助率のかさ上げ等) ③都道府県代行制度 ④金融措置 ⑤税制特例措置
- ⑥地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置

過疎地域自立促進特別措置法の改正の概要について

1 主な経緯

- 平成28年10月に、平成27年に実施された国勢調査の結果が公表された。
- これを受け、会派間で現行法の見直しに向けた協議が重ねられた結果、以下を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として第193回国会に提出。
⇒ 衆議院は平成29年3月16日、参議院は3月31日にいずれも全会一致で可決、3月31日公布、4月1日に施行。

2 概要

- **平成27年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加**
 - ・これまでの国勢調査の結果の反映手法を踏襲し、改正前の過疎地域の要件に加え、平成27年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加(⇒20団体を過疎関係市町村に追加)
- **過疎対策事業債の対象施設の追加**
 - ・市町村立の中等教育学校
 - ・市町村立の特別支援学校
 - ・市町村立の専修学校
 - ・市町村立の各種学校
- **減価償却の特例の拡充等**
 - ・過疎地域内において、租税特別措置法の定めるところにより国税(所得税・法人税)の特別償却を行うことができる事業のうち、情報通信技術利用事業(コールセンター)を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加
 - ・地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定により、地方公共団体が、事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税をした場合に、その減収分に対し、3年間地方交付税により補てんする措置の対象業種について、情報通信技術利用事業(コールセンター)を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加
- **施行期日は平成29年4月1日**

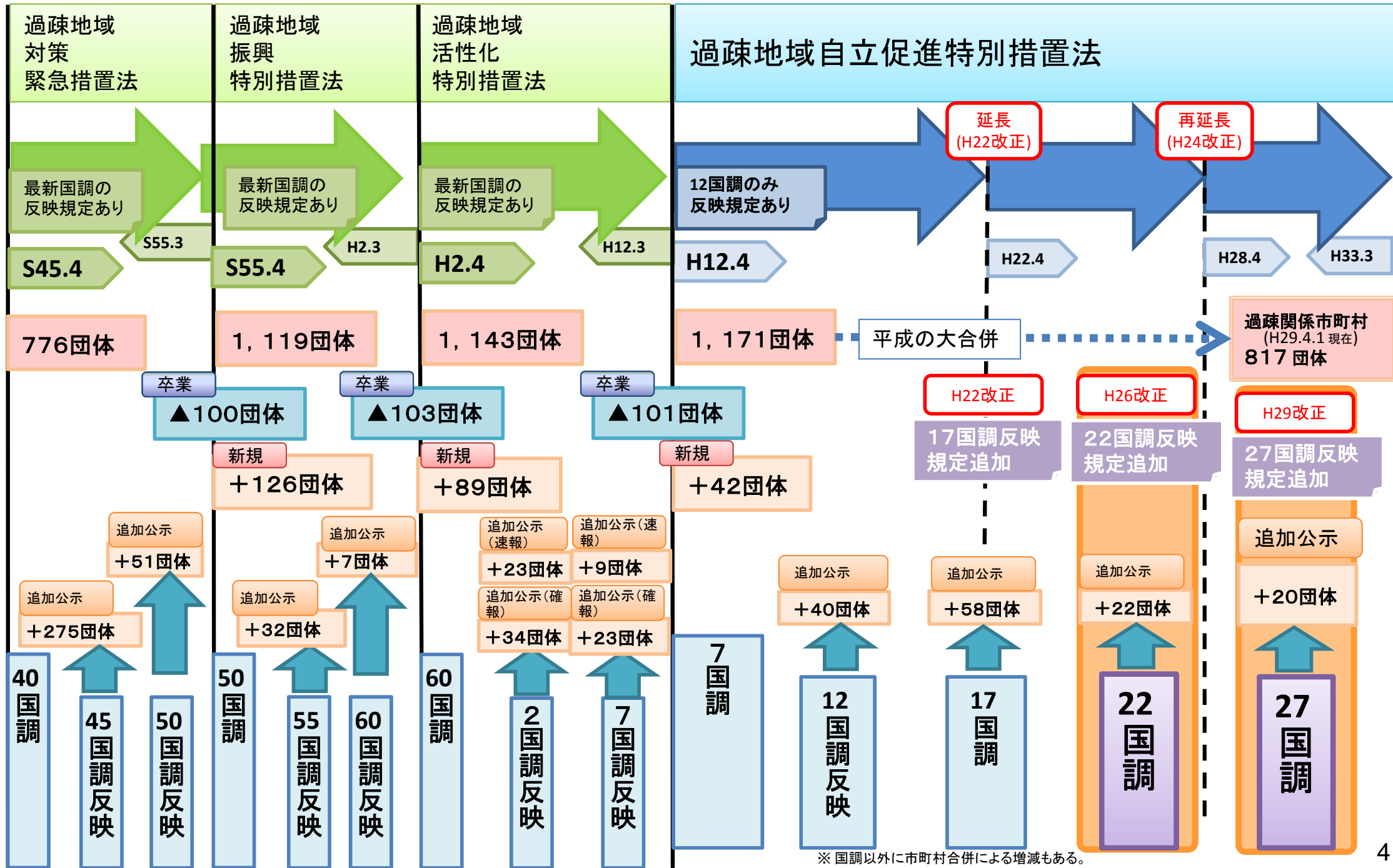
過疎地域の要件

		H12法制定当初の要件		H22法改正時追加要件	H26法改正時追加要件	H29法改正時追加要件
		H7国調反映	H12国調反映	H17国調反映	H22国調反映	H27国調反映
人口要件	長期要件	<p>35年間(S35～H7)の人口減少率30%以上</p> <p>又は</p> <p>35年間(S35～H7)の人口減少率25%以上かつ H7の高齢者比率24%以上 又は H7の若年者比率15%以下</p> <p>※ 25年間(S45～H7)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>	<p>35年間(S40～H12)の人口減少率30%以上</p> <p>又は</p> <p>35年間(S40～H12)の人口減少率25%以上かつ H12の高齢者比率24%以上 又は H12の若年者比率15%以下</p> <p>※ 25年間(S50～H12)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>	<p>45年間(S35～H17)の人口減少率33%以上</p> <p>又は</p> <p>45年間(S35～H17)の人口減少率28%以上かつ H17の高齢者比率29%以上 又は H17の若年者比率14%以下</p> <p>※ 25年間(S55～H17)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>	<p>45年間(S40～H22)の人口減少率33%以上</p> <p>又は</p> <p>45年間(S40～H22)の人口減少率28%以上かつ H22の高齢者比率32%以上 又は H22の若年者比率12%以下</p> <p>※ 25年間(S60～H22)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>	<p>45年間(S45～H27)の人口減少率32%以上</p> <p>又は</p> <p>45年間(S45～H27)の人口減少率27%以上かつ H27の高齢者比率36%以上 又は H27の若年者比率11%以下</p> <p>※ 25年間(H2～H27)の人口増加率10%以上の団体を除く</p>
	中期要件	<p>25年間(S45～H7)の人口減少率19%以上</p>	<p>25年間(S50～H12)の人口減少率19%以上</p>	<p>25年間(S55～H17)の人口減少率17%以上</p>	<p>25年間(S60～H22)の人口減少率19%以上</p>	<p>25年間(H2～H27)の人口減少率21%以上</p>
財政力要件	財政力指数	<p>0.42以下 (H8～H10の3か年平均)</p>	<p>0.42以下 (H10～H12の3か年平均)</p>	<p>0.56以下 (H18～H20の3か年平均)</p>	<p>0.49以下 (H22～H24の3か年平均)</p>	<p>0.5以下 (H25～H27の3か年平均)</p>
	公営競技収益	<p>13億円以下</p>	<p>13億円以下</p>	<p>20億円以下</p>	<p>40億円以下</p>	<p>40億円以下</p>

※ 人口要件は、長期要件又は中期要件のいずれかに該当、財政力要件は、財政力指数及び公営競技収益のいずれにも該当する必要がある。

※ 高齢者は65歳以上、若年者は15～29歳

過疎法における国勢調査結果の反映



過疎地域市町村の合併と過疎法の適用について

平成14年 4月 1日 1,210市町村

↓
平成29年 4月 1日 817市町村

過疎地域市町村の市町村合併があった場合
(過疎地域市町村と非過疎市町村の合併、過疎地域市町村同士の合併)

↓
新たな市町村について判定

過疎地域の要件 (2条1項) (人口要件・財政力要件)

↓ 該当する (2条1項適用)

全域が過疎地域市町村 (647市町村)

↓ 該当しない

過疎地域とみなす要件 (33条)

規模要件：廃置分合等前の過疎地域市町村の人口が1/3以上または、廃置分合等前の過疎地域市町村の面積が1/2以上
かつ 社会基盤の整備が十分でなく、住民福祉の向上が阻害されていること

人口要件：S35年～H7年の35年間の人口が減少 (H12国勢調査結果の公表日以前の合併)
S40年～H12年の35年間の人口が減少 (H12国勢調査結果の公表日～22.3.31以前の合併)
S35年～H17年の45年間の人口が減少 (22.4.1～26.3.31以前の合併)
S40年～H22年の45年間の人口が減少 (26.4.1以後の合併)
S45年～H27年の45年間の人口が減少 (29.4.1以後の合併)
かつ S45年～H7年の25年間の人口が減少 (H12国勢調査結果の公表日以前の合併)
S50年～H12年の25年間の人口が減少 (H12国勢調査結果の公表日～22.3.31以前の合併)
S55年～H17年の25年間の人口が減少 (22.4.1～26.3.31以前の合併)
S60年～H22年の25年間の人口が減少 (26.4.1以後の合併)
H2年～H27年の25年間の人口が減少 (29.4.1以後の合併)

財政力要件：廃置分合等前3か年平均の財政力指数
0.42 以下 (22.3.31以前の合併)
0.56 以下 (22.4.1～26.3.31以前の合併)
0.49 以下 (26.4.1以後の合併)
0.63 以下 (29.4.1以後の合併)

↓ 該当する (33条1項適用)

全域を過疎地域市町村とみなす
(いわゆる「みなし過疎」) (25市町村)

※財政力要件のみ該当しない場合

※ 財政力指数
0.42～0.71以下 (22.3.31以前の合併)
0.56～0.70以下 (22.4.1～26.3.31以前の合併)
0.49～0.62以下 (26.4.1～29.3.31以前の合併)

↓ 該当する

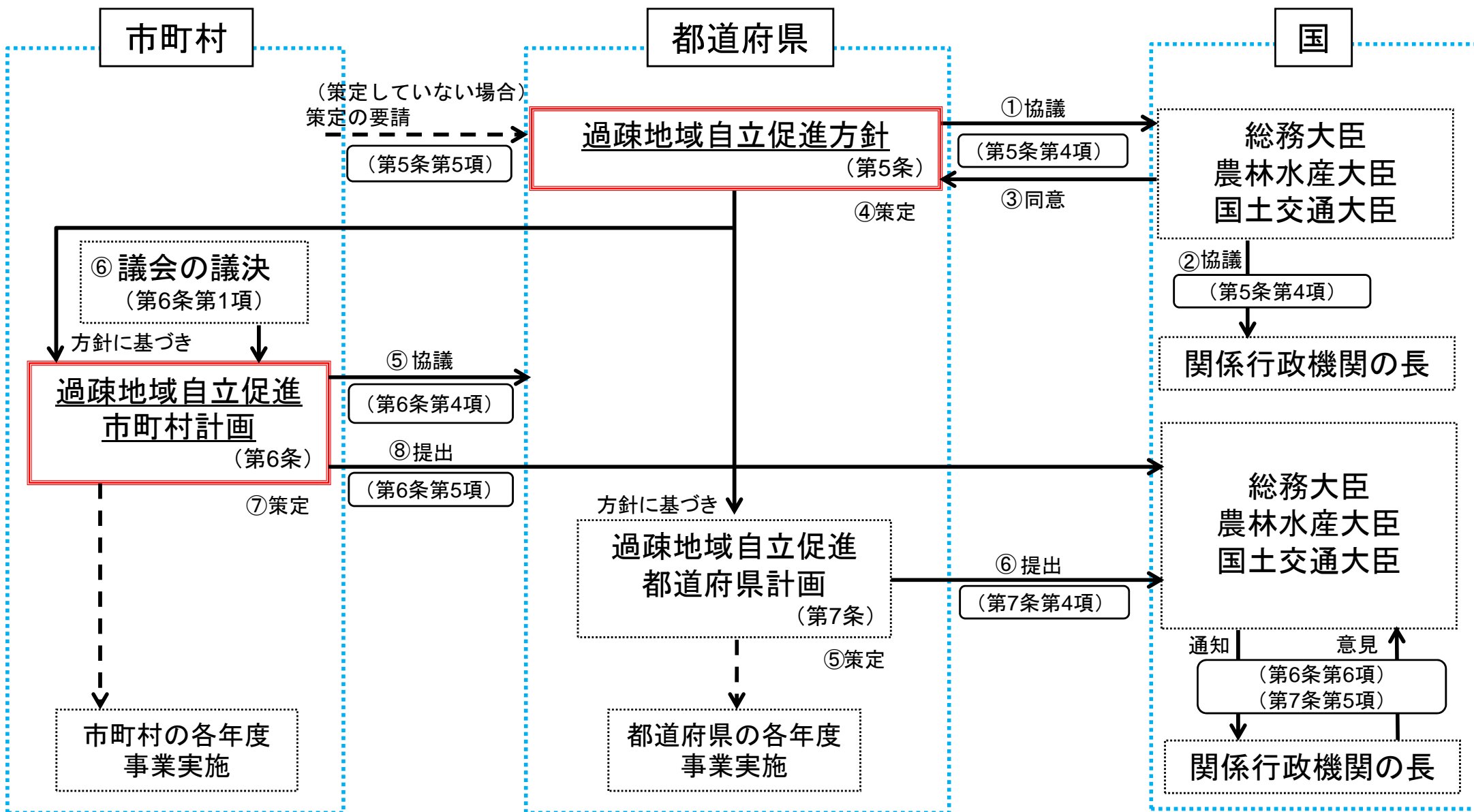
5年間に限り、「みなし過疎」
それ以降は「一部過疎」

↓ 該当しない (33条2項適用)

合併前の旧市町村のみを過疎地域とみなす
(いわゆる「一部過疎」) (145市町村)

過疎地域自立促進計画の策定フロー図

○ 過疎対策事業に対する各種財政措置を受けるためには、方針・計画を策定することが必要。



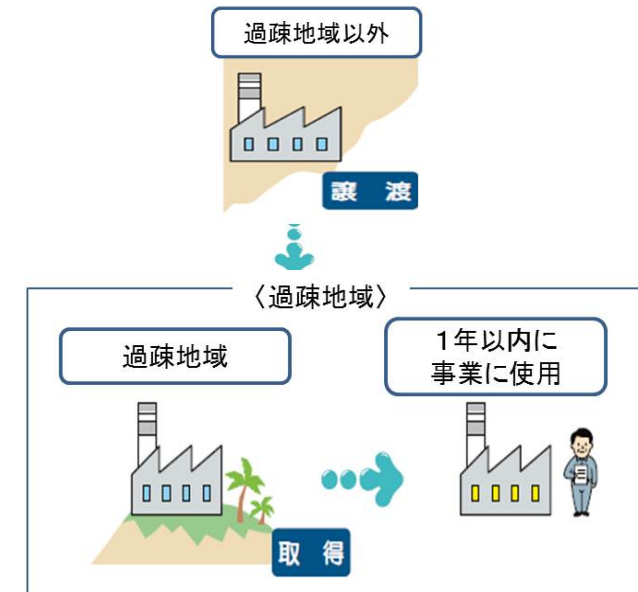
過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置

過疎地域の産業の振興を図るため、過疎地域以外にある事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰り延べる措置。

1. 内 容: 譲渡益の一部(80%)について、所得税・法人税の課税を繰延べ。

(考え方)

- 買い換えた資産について、買換資産の取得価額又は譲渡資産の対価の額のいずれか少ない方の金額に、譲渡対価にかかる差益分を乗じた額の80%の範囲内で、買換資産の帳簿価額を圧縮できる(帳簿価額の減額分に税率を乗じた額が当該年度における減収額となる)。
- なお、買換資産の減価償却の累計額は、帳簿価額を減額した分だけ少なくなるので、減価償却期間を通じて損金算入できる額自体は変わらない(課税を繰延べする効果のみ)。



2. 適用期間: 3年間(所得税:平成32年12月31日まで、法人税:平成32年3月31日まで)

3. 経 緯: 昭和45年過疎法制定時に規定。以来、租税特別措置法上の特例措置を継続的に延長。

4. 条 文:

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第二十九条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

過疎地域における雇用の増大を図るため、過疎地域内で個人又は法人が製造業等の設備等を新增設して事業の用に供した場合に特別償却が可能。

1. 内容

○ 個人又は法人が、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法の定めにより、建物、機械等の資産について、通常の償却額に加え、その事業年度に限り、取得価額の一定割合を特別償却額として計上し、損金に含めることができる。これにより、課税の繰り延べ効果が発生し、新規事業立ち上げ時の負担を軽減することができる。

○税 目：所得税、法人税

○対象設備：

設備\事業	製造業	旅館業	農林水産物等販売業
建物及び附属設備	○	○	○
機械及び装置	○	—	○

○特別償却率：建物及び附属設備…取得価額の6/100、機械及び装置…取得価額の10/100

2. 適用期間： 2年間(平成29年4月1日から平成31年3月31日まで)

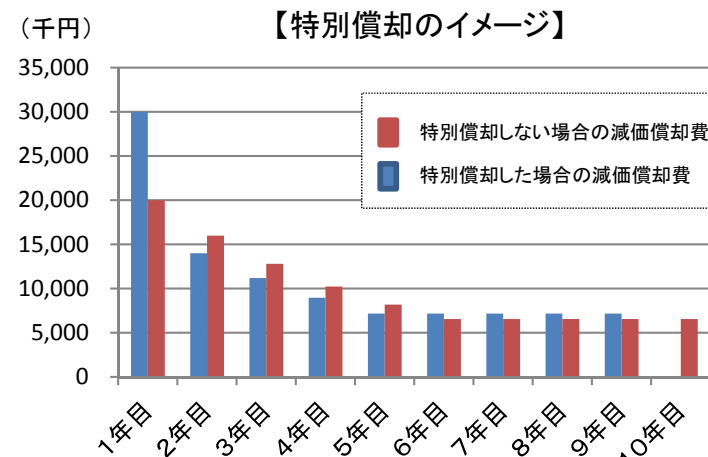
3. 経緯： 昭和45年過疎法制定時に規定。以来、租税特別措置法上の特例措置を継続的に延長。

4. 条文：

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)

(減価償却の特例)

第三十条 過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業(過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。



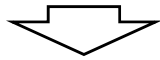
※ グラフは、取得価額1億円の機械を購入。減価償却資産の耐用年数を10年、定率法による償却とした場合のイメージ。

過疎地域自立促進特別措置法に基づく地方税の減収補填措置

都道府県又は市町村が、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。

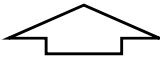
製造業・旅館業・農林水産物等販売業

過疎地域において、減価償却資産の取得価額の合計が2,700万円を超える設備を新增設した場合(※1)



条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地



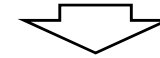
地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填
(最初に課税免除等を行った年度から3年間(※2))

※1:市町村の廃置分合又は境界変更に伴い過疎法第33条第1項に基づいて新たに過疎地域に該当することとなった地区を除く。

※2:不動産取得税は当該年度分。

畜産業・水産業(※3)

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超~1/2以下の場合



条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------



地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填
(最初に課税免除等を行った年度から5年間)

※3:過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

イメージ

製造事業者が過疎地域に土地を購入して生産設備(取得価額6億5,000万円)を新設した場合に、市町村が固定資産税の課税免除を行ったときの減収補填のイメージ。(万円)

(例)

- ・土地の固定資産税評価額…220万円
- ・家屋の固定資産税評価額…2,900万円
- ・機械及び装置の固定資産税評価額…3億5,300万円



	1年目	2年目	3年目
固定資産税軽減額(市町村の減収)A	537.8	451.3	416.0
普通交付税による補填額(A×75%)	403.3	338.4	312.0